

南河内観光パンフレット作製業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要項

（設置）

第1条 南河内観光パンフレット作製業務の委託にあたり、公募型プロポーザル方式により受注候補者（以下「契約予定事業者」という。）を公正に選定するため、南河内観光パンフレット作製業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）契約予定事業者の選定に関すること。
- （2）その他契約予定事業者の選定に関し華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会（以下「協議会」という。）の理事が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会を組織する委員は、協議会において次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1）会長を務める市町村の職員1名
- （2）副会長を務める市町村の職員2名
- （3）理事を務める市町村の職員4名

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には前条第1号の者、副委員長には前条第2号の者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から契約締結の日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 委員長は、第2条に規定する所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員会に関係職員の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴取し、又は関係職員から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和7年8月20日から施行する。

(要項の失効)

2 この要項は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。